

南部町第4次地域福祉計画

(令和7年4月から令和11年3月)

「だれもが住み慣れた南部町で暮らしていけるために」

令和7年3月

南 部 町

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 第1節 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第2節 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2－3

第2章 南部町の現状

- 第1節 人口・世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4－7
- 第2節 高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 第3節 子どもの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9－10
- 第4節 ひとり親世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 第5節 障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 第6節 生活保護世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 第7節 自殺者についての状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 第8節 旅費欠乏者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 第9節 地域福祉活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14－15

第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第4章 基本計画

- 第1節 柱1 多様な活動を支援する地域づくり・・・・・・・・・・・・・17－21
- 第2節 柱2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築・22－28
- 第3節 柱3 誰もが安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・29－30

第5節 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

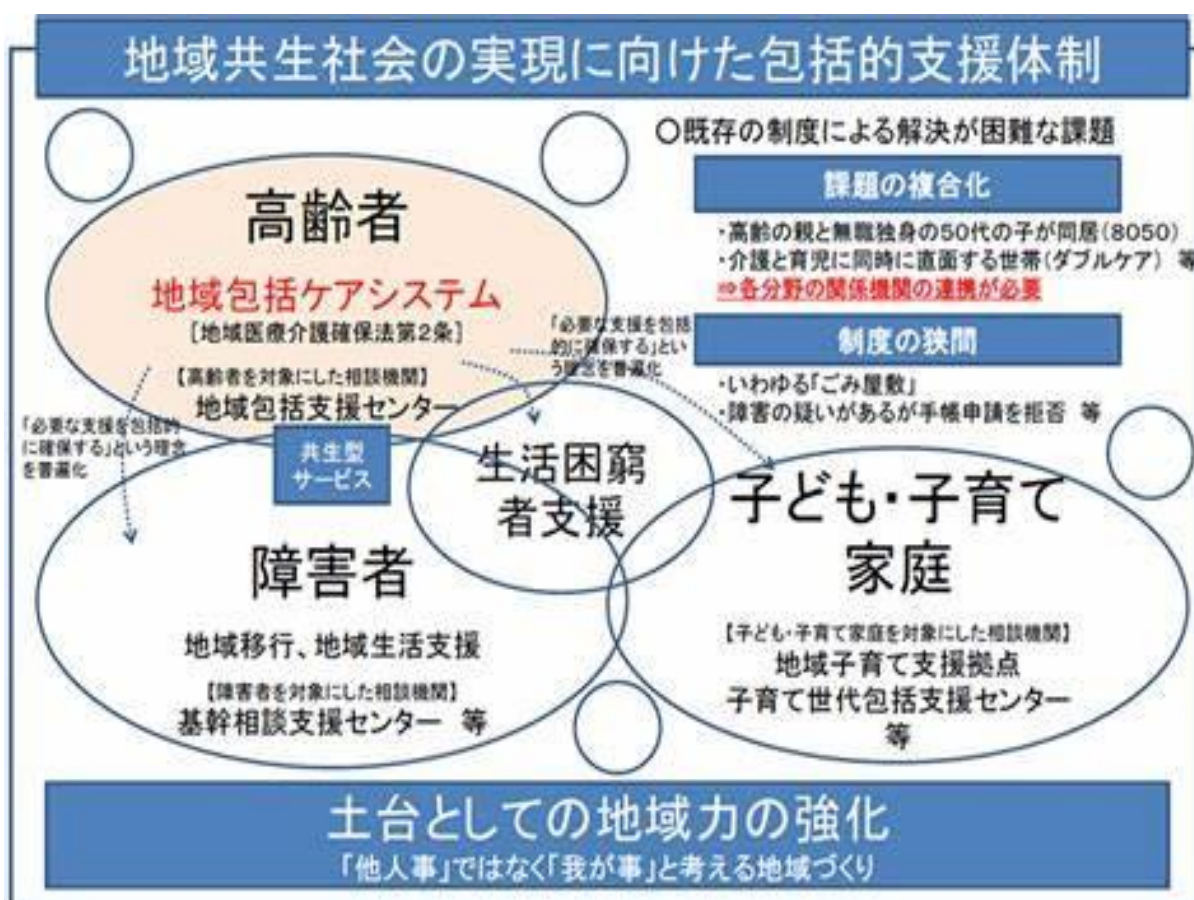
第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本町では、令和2年度に「南部町第3次地域福祉計画」を策定し、「だれもが安心して暮らしていけるよう、住民参加と支え合いによる福祉のまちづくり」を基本理念にさまざまな施策や事業を展開してきました。

しかしながら、少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進むなど、社会情勢の変化により、住民ニーズが多様化・複雑化しています。また、このような状況に対応しながら、住民一人ひとりの暮らしを支えるためには行政だけでなく、地域住民、各種団体、企業など多様な主体の協働が不可欠です。

このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、令和7年度からスタートする「南部町第4次地域福祉計画」では、「だれもが住み慣れた南部町で暮らしていけるために」方向性を示して、更なる地域福祉の充実を目指すため本計画を策定するものです。



資料：厚生労働省ホームページ

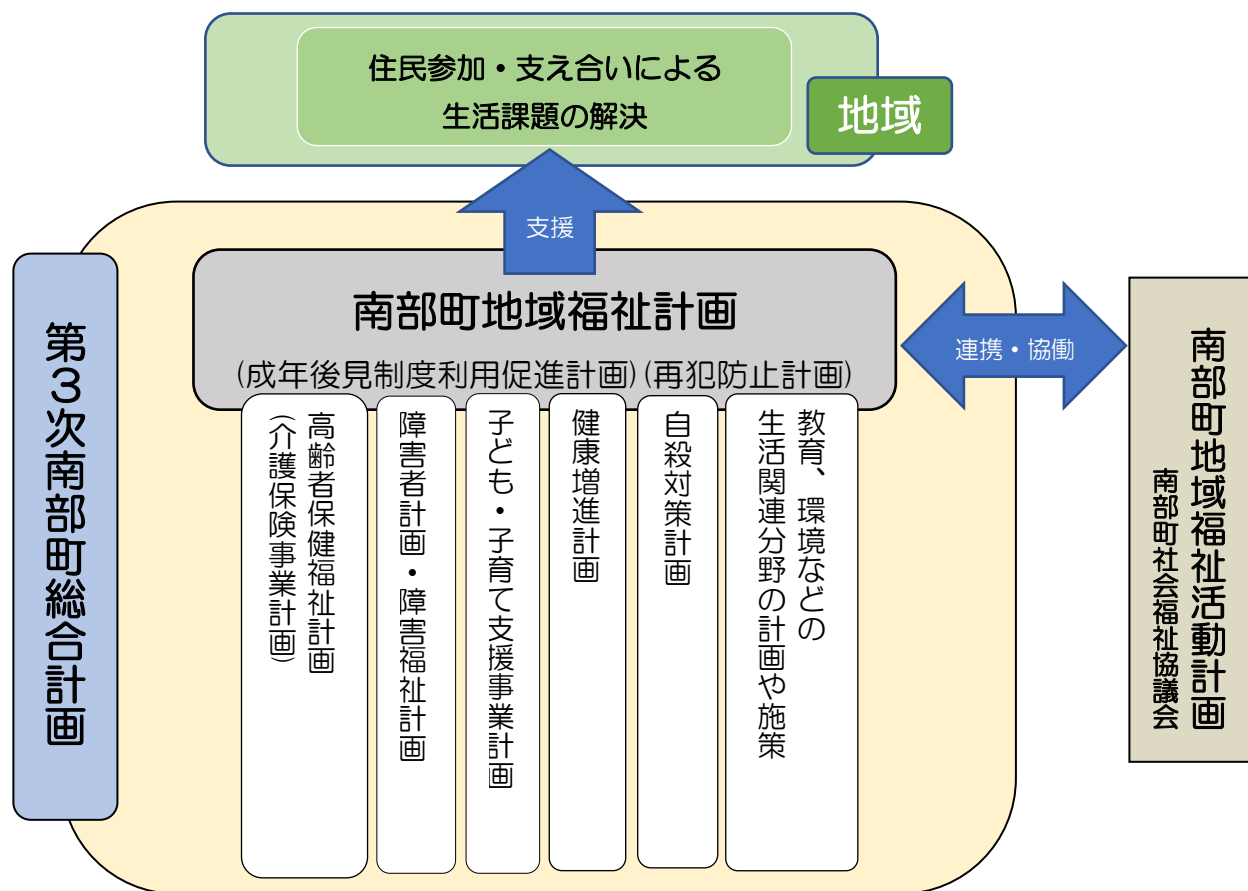
第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、福祉分野の上位計画とします。この計画は、全町民が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目的とし、地域全体で支え合う仕組みを構築するための指針として策定します。国や県の福祉政策を踏まえ、南部町固有の地域ニーズや課題を反映し、住民全体の地域福祉活動の推進を図ります。

本町では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画など、高齢者、障害のある人、児童といったそれぞれの対象別に個別計画を策定し、町の施策を進めてきました。また、災害時の支援体制の充実や地域コミュニティの活性化も重要な要素としています。南部町第4次地域福祉計画は、2029年までを計画期間とし、地域共生社会の実現に向けて、各種関係機関との連携を深め、持続可能な福祉サービスの提供体制を整備することを目指しています。町民一人ひとりが自分らしい生活を送りながら、互いに助け合う地域社会の実現に向けて、その方向性を示す重要な計画となります。

なお、再犯防止等の推進計画に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条における「成年後見人制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を本計画に包含することで、一体的な支援体制の構築を図ります。

【計画の位置づけ】



【計画の期間】

	2025 年 (令和 7 年)	2026 年 (令和 8 年)	2027 年 (令和 9 年)	2028 年 (令和 10 年)	2029 年 (令和 11 年)	2030 年 (令和 12 年)
地域福祉計画（5 か年）	南部町第 4 次地域福祉計画					次期計画
子ども・子育て支援事業計画（5 か年）	第 3 期南部町子ども・子育て支援事業計画					次期計画
自殺対策計画（5 か年）	第 2 期南部町自殺対策計画				次期計画	
健康増進計画（5 か年）	第 5 次南部町健康増進計画				次期計画	
障害者計画（6 か年）	第 4 次南部町障害者計画					次期計画
障害福祉計画・ 障害児福祉計画（3 か年）	第 7 期計画 第 3 期計画		第 8 期障害福祉計画 第 4 期障害児福祉計画			次期計画
高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画（3 か年）	第 9 期計画		高齢者保健福祉・ 第 10 期介護保険事業計画			次期計画

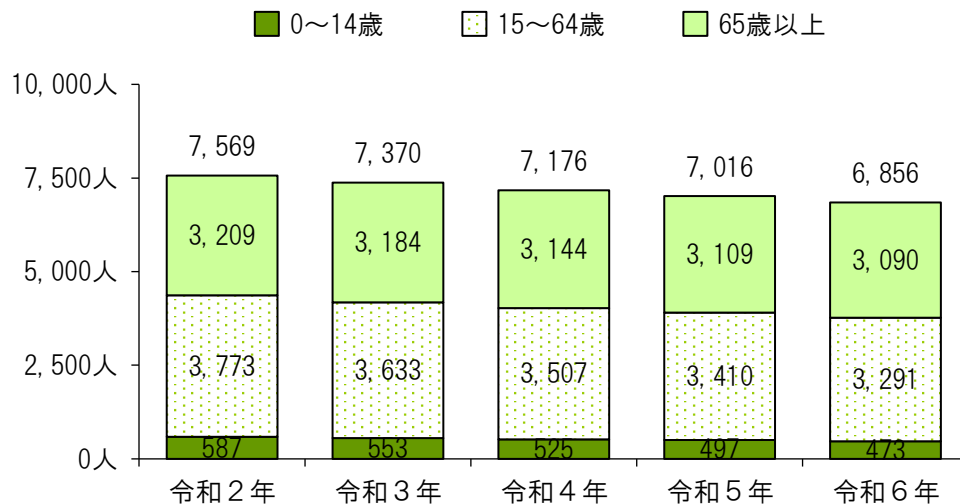
第2章 南部町の現状

第1節 人口・世帯の状況

総人口(年齢3区分別人口)の推移

南部町の総人口は、2024年(令和6年)4月1日現在 6,856 人となっています。

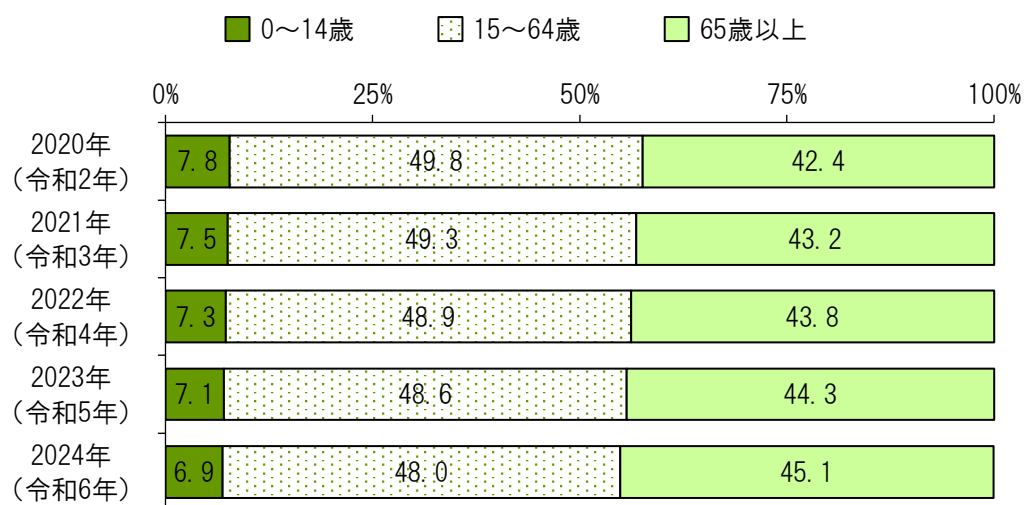
また、年齢3区分においても、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口及び65歳以上の老年人口の全てにおいて減少しており、人口の減少が進行しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢3区分別人口比率の推移

年齢3区分別人口比率の推移を2020年(令和2年)と比較すると、0歳～14歳が0.9%、15歳～64歳が1.8%減少している一方で、65歳以上は2.7%増加しています。

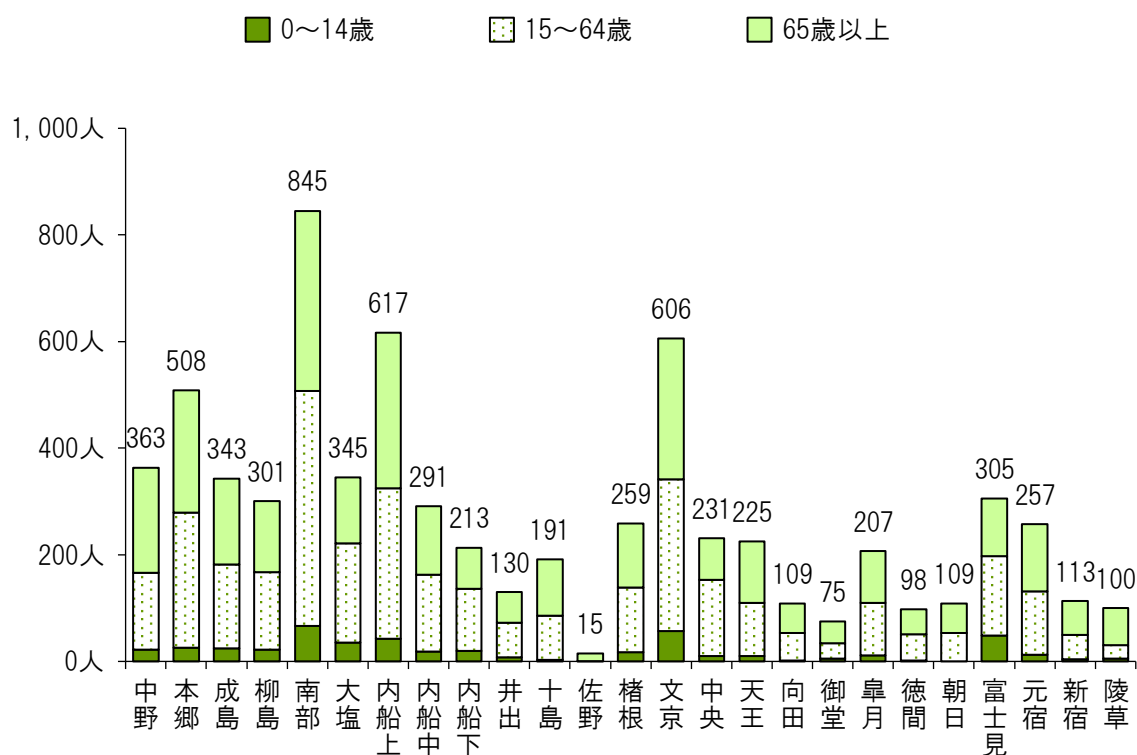


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

地区別人口(令和 6 年 4 月 1 日現在)

地区人口で最も人口の多い地区は、南部地区で 845 人となっています。最も人口の少ない地区は佐野地区で 15 人となっています。

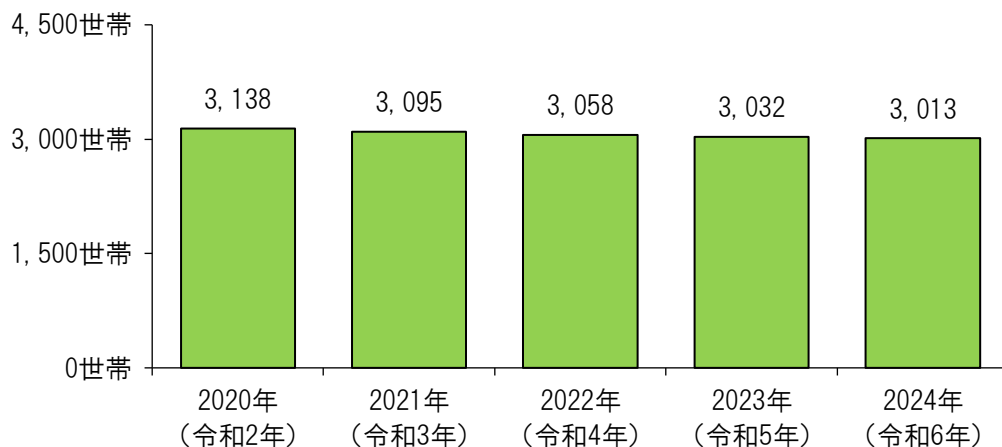
0～14 歳は南部地区、文京地区、富士見地区が多く、15 歳～64 歳と 65 歳以上は南部地区、内船上地区、文京地区が多くなっています。



資料：住民基本台帳 2024 年(令和6年)4 月 1 日現在

世帯数の推移

世帯数は、2020年(令和2年)以降年々減少傾向にあります。2024年(令和6年)は125世帯減少し、3,013世帯となっています。

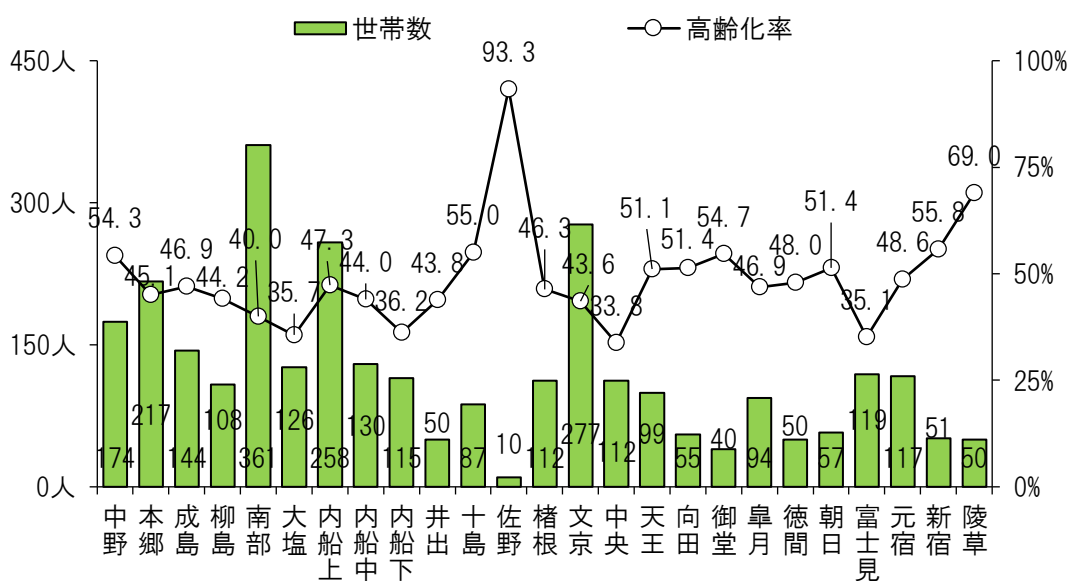


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

地区別世帯数(2024年(令和6年))

地区別世帯数で最も世帯の多い地区は、南部区で361世帯となっています。最も世帯の少ない地区は佐野区で10世帯となっています。

高齢化率の最も高い地区は、佐野区で93.3%となっており、最も低い地区は中央区で33.8%となっています。



資料:住民基本台帳 2024年(令和6年)4月1日現在

外国人登録人口の推移

外国人登録人口は、2024 年(令和 6 年) 3 月 3 1 日現在で 73 人となっています。

(単位：人)

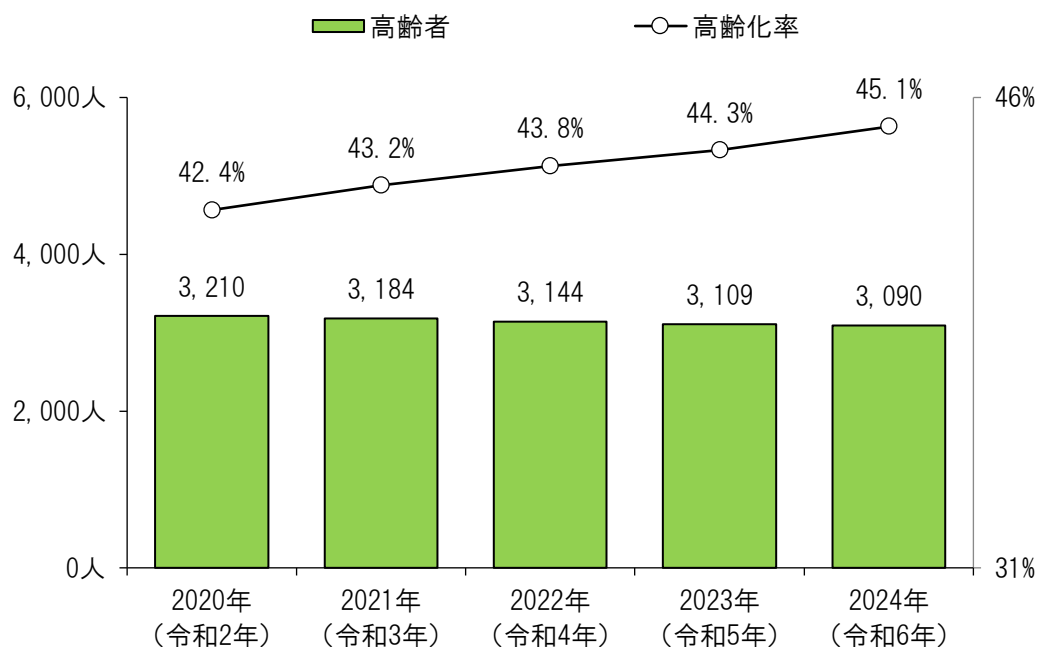
	2020 年 (令和 2 年)	2021 年 (令和 3 年)	2022 年 (令和 4 年)	2023 年 (令和 5 年)	2024 年 (令和 6 年)
ブラジル	9	9	5	5	5
韓国または朝鮮	2	2	2	2	2
フィリピン	10	9	9	10	10
中国	5	4	4	6	6
タイ	4	4	3	3	3
米国	0	1	1	1	0
ベトナム	6	8	7	11	18
ミャンマー	28	22	22	23	25
イラン	0	1	1	1	1
ネパール	0	0	3	0	0
インド	0	0	0	1	1
ロシア	0	0	0	0	1
オーストラリア	0	0	0	0	1
総計	64	60	57	63	73

資料：住民課（各年 3 月 3 1 日現在）

第2節 高齢者の状況

65 歳以上人口と高齢化率の推移

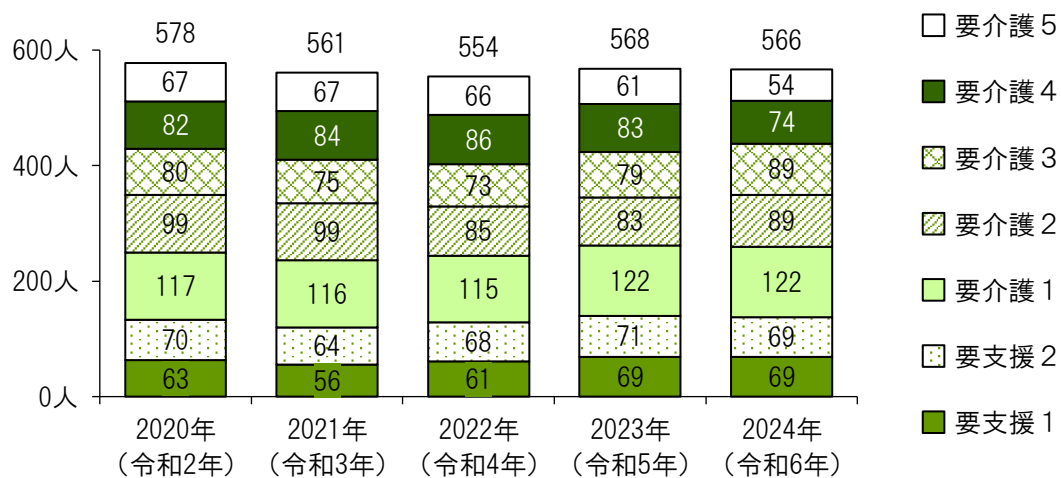
65 歳以上人口と高齢化率は、2020 年(令和 2 年)以降も年々増加傾向にあり、2024 年(令和 6 年)は 3,090 人(45.1%)となっています。



資料：南部町福祉の現況(各年 4 月 1 日現在)

要介護認定状況の推移

要介護認定状況の推移は、2020 年(令和 2 年)は、578 人ですが、2021 年(令和 3 年)以降 560 人前後を推移しており、2024 年(令和 6 年)は 566 人となっています。

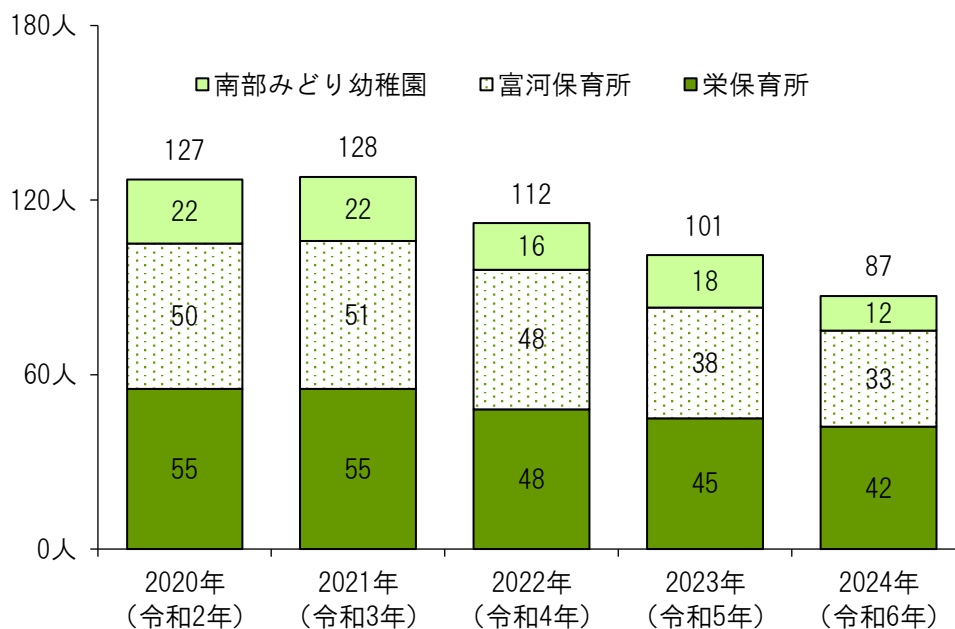


資料：介護保険事業計画(各年 4 月 1 日現在)

第3節 子どもの状況

園児数の推移

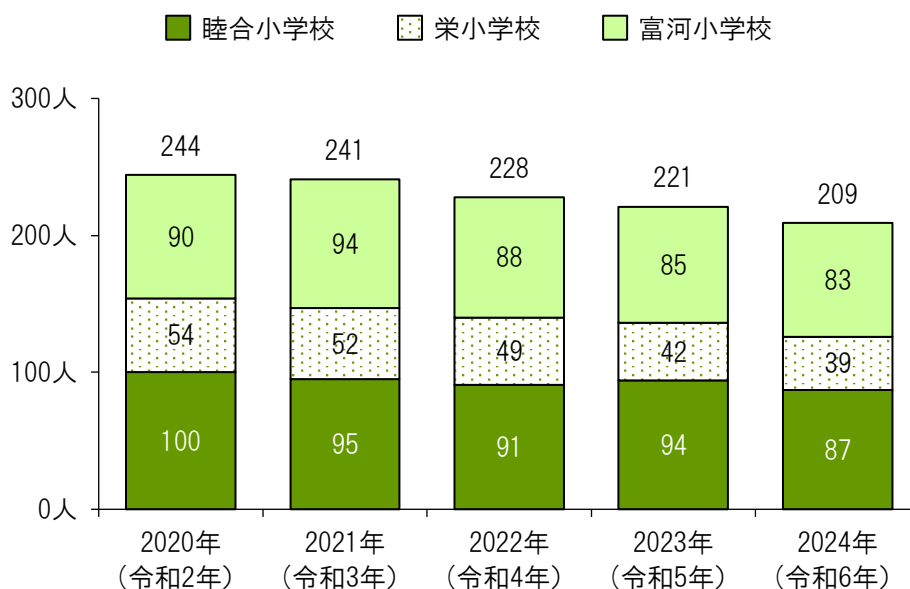
保育園・幼稚園の園児数は、減少傾向にあり、2020年(令和2年)からの推移をみると、2024年(令和6年)で40人減少しています。



資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

児童数の推移

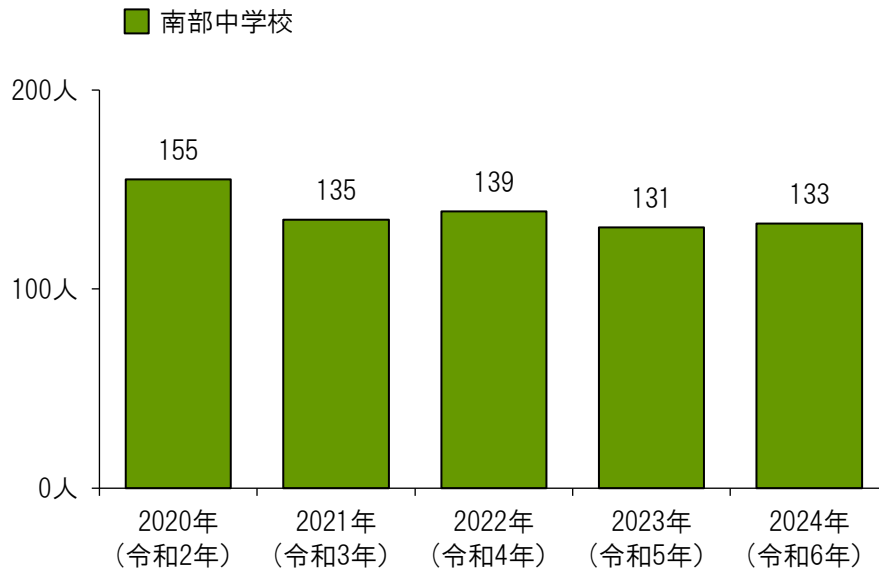
児童数は、全体的に減少傾向にあります。2020年(令和2年)からの推移をみると、2024年(令和6年)で35人減少しています。



資料：南部町福祉の現況（各年4月1日現在）

生徒数の推移

生徒数は、2021 年(令和 3 年)から 130 人台を推移しており、2020 年(令和 2 年)からみると、2024 年(令和 6 年)で 22 人減少しています。

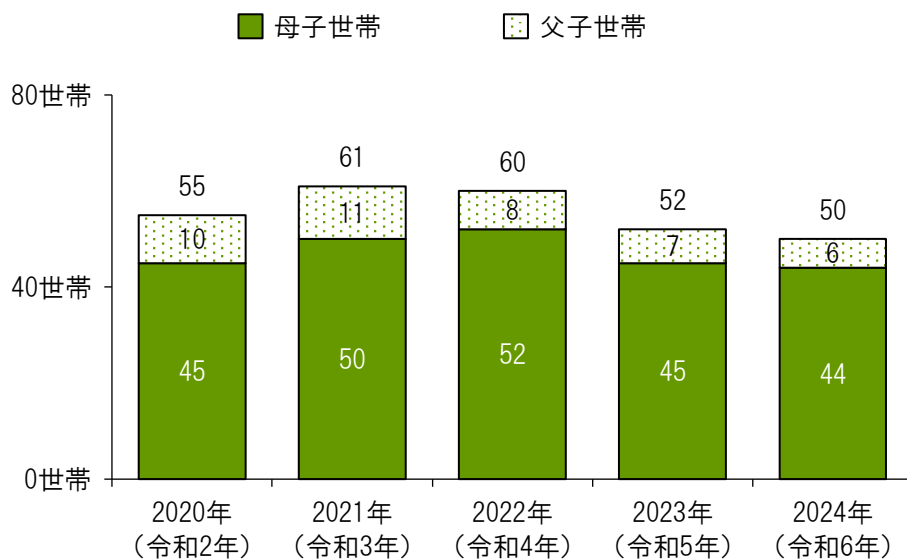


資料：南部町福祉の現況（各年 4 月 1 日現在）

第 4 節 ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯は、2020 年(令和 2 年)は 55 世帯となっており、2024 年(令和 6 年)は 50 世帯とやや減少傾向にあります。

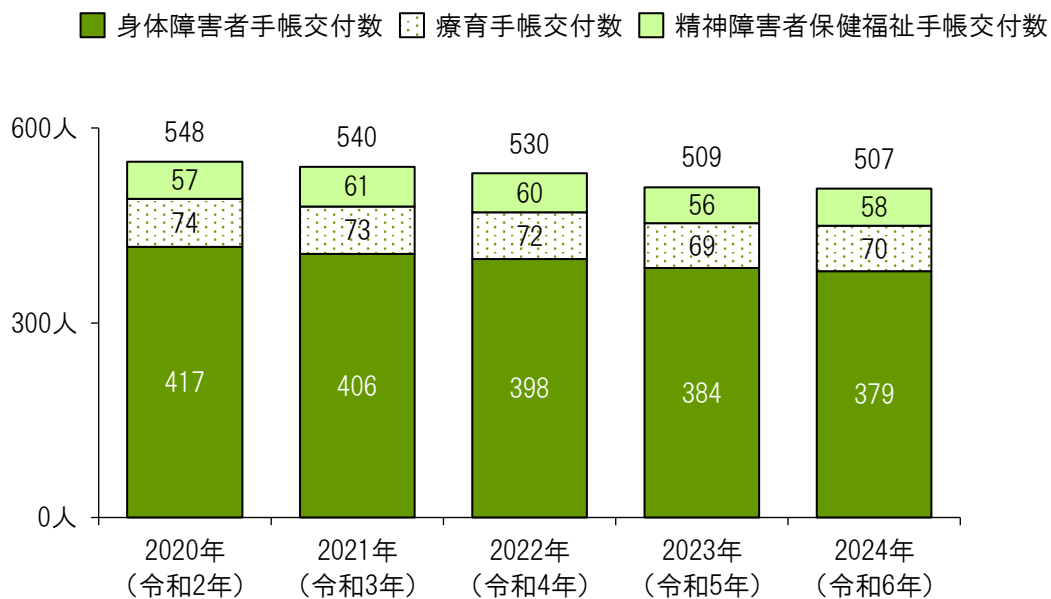


資料：子育て支援課(各年 4 月 1 日現在)

第5節 障害のある人の状況

障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳交付数は、2020 年(令和 2 年)以降年々減少傾向にあり、2024 年(令和 6 年)には、379 人となっています。療育手帳交付数は 70 人前後、精神障害者保健福祉手帳交付数は 60 人前後で推移しています。

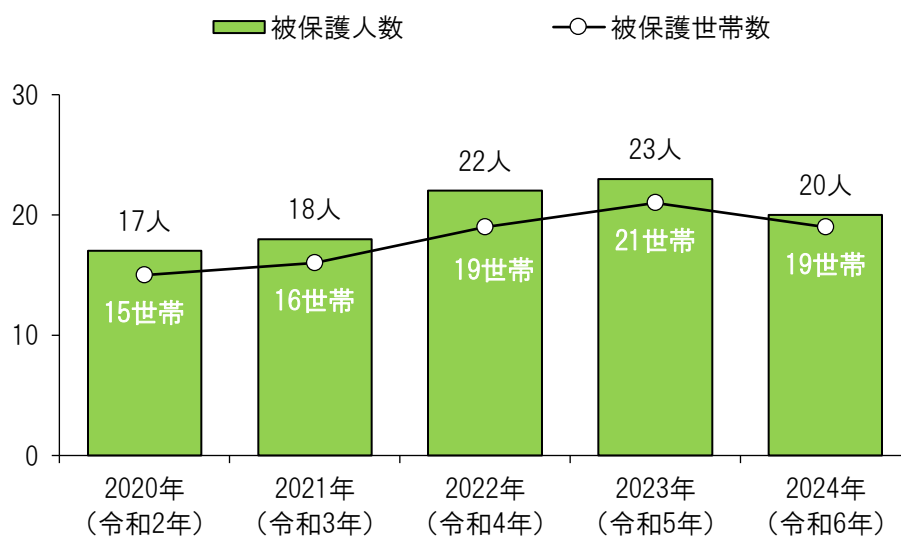


資料：福祉保健課（各年 4 月 1 日現在）

第6節 生活保護世帯の状況

生活保護世帯の推移

生活保護世帯人数の推移は、2022年(令和4年)以降、被保護人数は20人を超え、被保護世帯は、20世帯前後で推移しています。



資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

第7節 自殺者についての状況

自殺者の推移

自殺者数の推移は、2020年(令和2年)と2021年(令和3年)は0人、2022年(令和4年)は1人、2023年(令和5年)と2024年(令和6年)は3人で、男性の割合が高い傾向にあります。

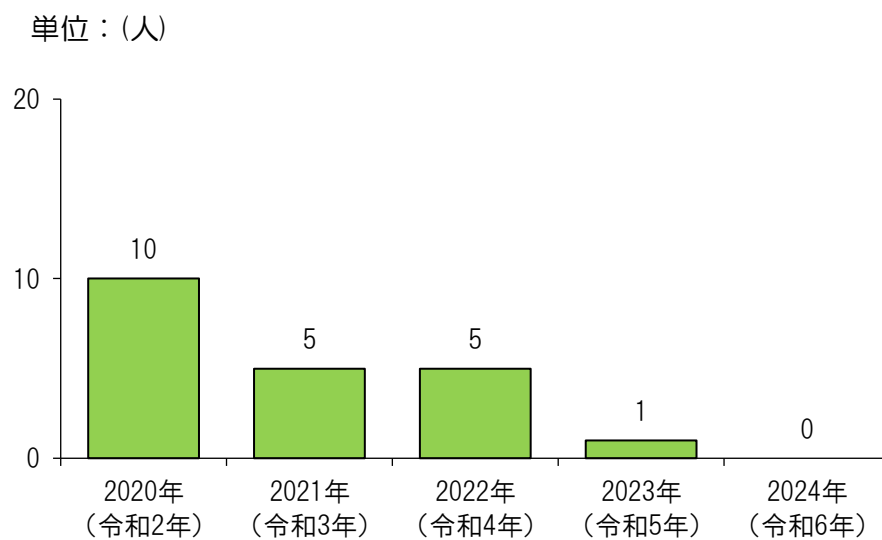
	男性	女性	合計
2020年(令和2年)	0	0	0
2021年(令和3年)	0	0	0
2022年(令和4年)	0	1	1
2023年(令和5年)	3	0	3
2024年(令和6年)	3	0	3

資料：自治体向け自殺対策支援プラットフォーム・地域版ホエール（各年12月末日現在）

第 8 節 旅費欠乏者の状況

旅費欠乏者給付金の推移

旅費欠乏者給付金は、2020 年(令和 2 年)が 10 人と最多で、それ以降は減少傾向にあります。2024 年(令和 6 年)は 0 人となっています。

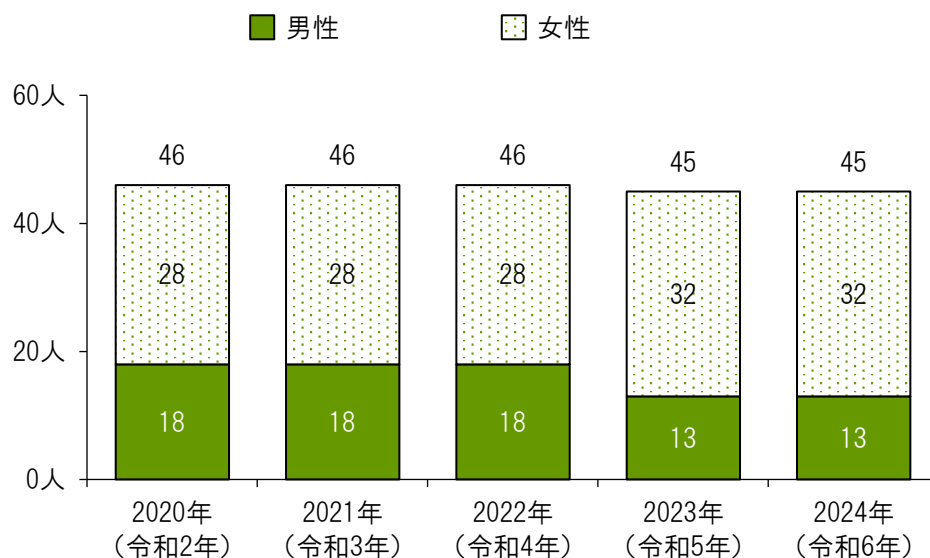


資料：福祉保健課(各年 3 月 31 日現在)

第9節 地域福祉活動の状況

民生委員・児童委員数の推移

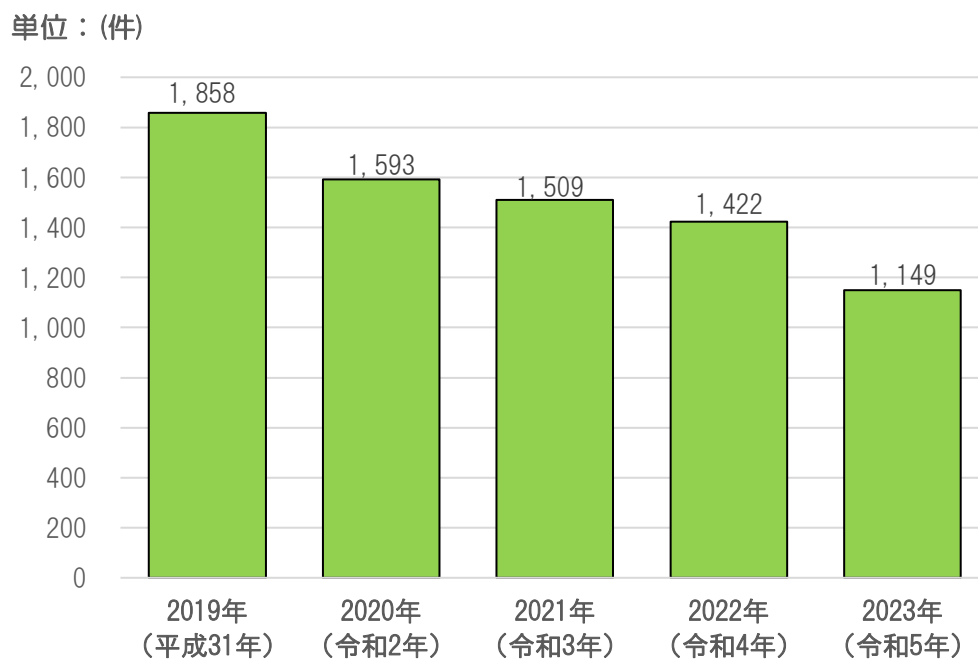
民生委員・児童委員数は、2023年(令和5年)から45人となっており、女性の割合が増えています。



資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

民生委員・児童委員相談状況の推移

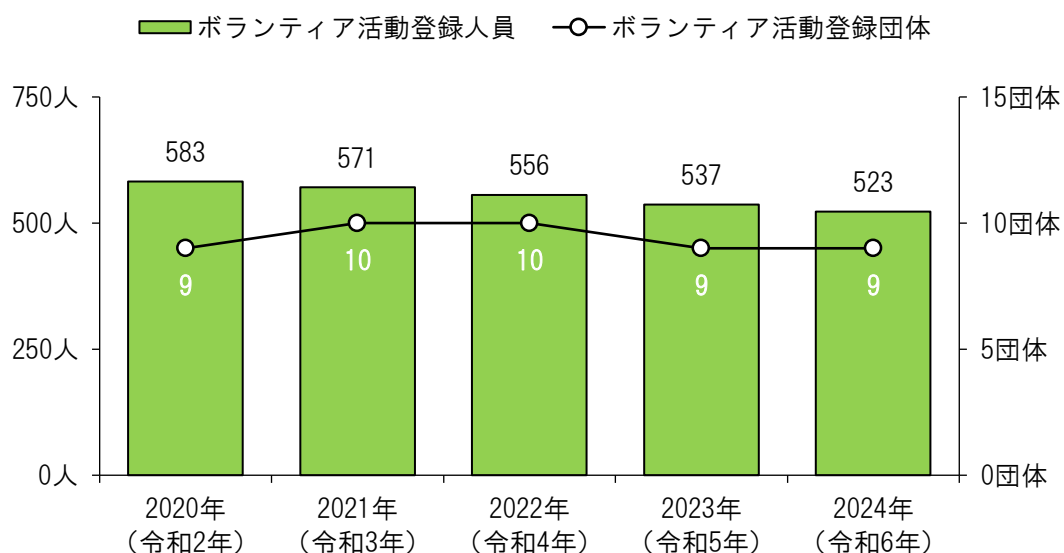
民生委員・児童委員の相談件数は、年々減少しており、令和5年(2023年)では1,149件となっています。



資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

ボランティア登録団体および登録人員の推移

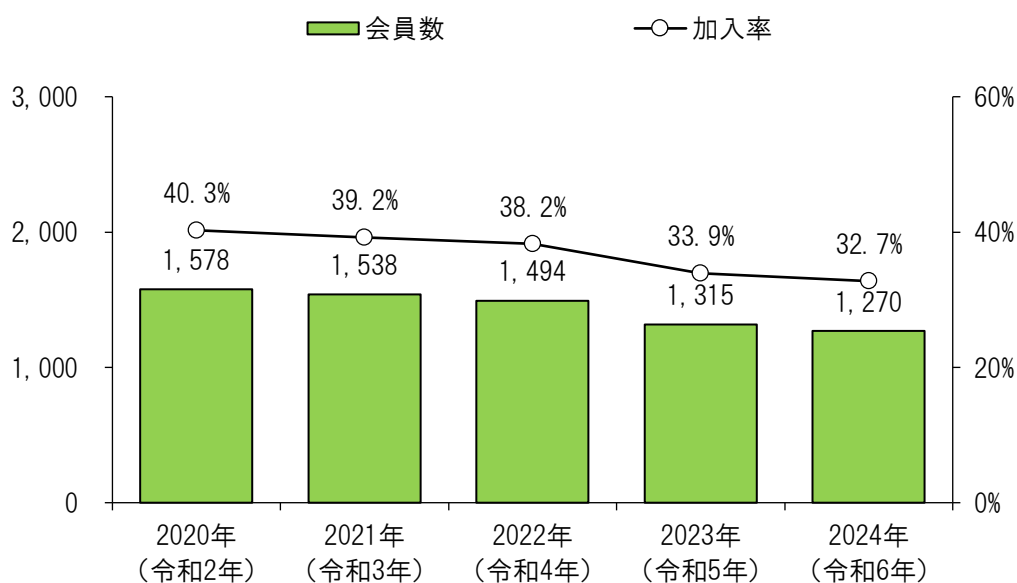
ボランティア活動登録人員数は、2020年(令和2年)以降、減少傾向にあり、2024年(令和6年)には、523人となっています。ボランティア活動団体は、9～10団体で推移しています。



資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

老人クラブの状況

老人クラブ会員数は、2020年(令和2年)から年々減少傾向にあり、2024年(令和6年)は会員数が1,270人で加入率が32.7%となっています。



資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

第3章 計画の基本的な考え方

計画が目指す理念

だれもが住み慣れた南部町で暮らしていけるために、更なる地域福祉の充実を目指しています。以下に掲げる3つの柱を基盤として、地域住民一人ひとりの人権と尊厳を大切にし、共に支え合う福祉のまちづくりを推進します。

南部町地域福祉計画の3本柱

基本目標

多様な活動を支援する
地域づくり

柱1

1 地域の担い手の確保

2 実践的な養成講座の実施

3 地域ケア会議の充実

4 福祉団体等への支援

5 住民参加の活動促進

地域共生社会の実現に向けた
包括的な支援体制の構築

柱2

1 支援体制の充実

2 地域連携ネットワークにおける
中核機関の設置と運用

3 社会福祉協議会との連携強化

4 福祉サービスの適切な利用の促進

5 地域福祉の基盤強化と DX の推進

誰もが安心して暮らせる
まちづくり

柱3

1 緊急時・災害時の支援体制の充実

2 再犯防止の推進

第4章 基本計画

第1節 柱1 多様な活動を支援する地域づくり

地域福祉活動は、住民参加が基本であり、その活動を支援していく必要があります。住民同士のつながりを基礎として、住民の地域福祉への関心を高め、活動に参加するきっかけとなるような働きかけを進めることで、地域住民が活発に活動できる地域づくりを目指します。

基本目標1 地域の担い手の確保

本町における地域福祉の推進にあたっては、その担い手となる人材の確保・育成が欠かせないものとなりますが、近年少子高齢化や定年延長などの社会変化により、地域の担い手を確保することが困難になってきています。それに伴い、現在活躍されている担い手の方々の負担が大きくなっています。また、地域活動の担い手として期待される若年層や中年層の関与が低下し、活動の継続性が危ぶまれています。こうした課題に真摯に向き合い、一つ一つ解決につなげることが、新たな担い手の確保につながります。

地域の担い手を確保していくために、忙しく時間がとりにくい現役世代の方にも、できることから参加してもらい、できる範囲の中で地域福祉活動に携わってもらえるよう取り組んでいく必要があります。あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、地域社会の一員としての観点から、活動の新たな担い手となるよう取り組むことが重要です。

そのためには、まず地域活動の意義と魅力を広く住民に伝えるために広報活動を強化し、活動の内容を分かりやすく情報発信していきます。また、社会福祉協議会では、ボランティアセンターの運営をはじめ、目的別のボランティア講座の開催や SNS などさまざまな広報媒体を活用し、ボランティア活動への参加を促進しています。

基本目標２ 実践的な養成講座の実施

地域福祉の基盤強化を図り、安全で安心なまちづくりを実現するため実践的な養成講座を開催します。

① 認知症サポーター養成講座

南部町では、認知症施策として定期的に住民や企業向けに認知症サポーター養成講座を開催しています。講座では、認知症の基礎知識、サポート方法、コミュニケーション技術などを学ぶとともに、地域全体で支え合う環境づくりを目指します。

② ゲートキーパー養成講座

自殺予防や心身の健康維持に寄与する安全で支え合う地域社会の実現を目指し、ゲートキーパー養成講座を実施します。

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。

③ その他

地域福祉計画の一環として、地域全体で障害者への理解と支援を深めるため、障害者の特性や関連する制度について、一般住民への周知・啓発活動を強化していきます。これにより、地域住民が正しい知識を持ち、困っている人を助けることができ、障害を持つ人も持たない人もすべての人にとって住み良い地域づくりを目指します。

基本目標３ 地域ケア会議の充実

高齢者が住み慣れた南部町で自分らしい暮らしを続けるため、自助や互助を活性化しながら住民同士での支えあい体制を作り上げていく「地域包括ケアシステムの構築」を推進してきました。南部町では、平成２８年６月から、公募による住民委員をはじめ、医師会・歯科医師会・警察署・消防署・民生委員・介護事業所・居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)の関係機関代表、社会福祉協議会、福祉・介護・医療・保健にかかわる役場職員の構成により、日常生活の中での困りごとについて、公的なサービスだけではなく、地域住民が主体となって支えあい助け合う支援活動を進めていくための話し合いの場として「地域ケア会議」を開催しています。

地域ケア会議では、「家族・住まい」「交通・買い物」「生きがい・趣味」の３つのテーマに分かれてそれぞれ話し合い、課題を引き出し、解決に向けて意見を出し検討します。地域ケア会議から生まれた取り組みの一つが「ちょっくりボランティア(ちょいボラ)」です。日常生活の中での「ちょっとした困りごと」に対し、住民同士でちょっとした手助けができないかという意見から、この取り組みが生まれました。この「ちょいボラ」は独居高齢者や高齢者世帯の方々の生活になくてはならないものとなっています。

地域ケア会議は、地域の実情に応じて生じる課題を把握するために、とても重要な役割を果たしています。独居高齢者や高齢者世帯が増加している現状から、ますます多様なニーズが予測される中で、今後さらにこの会議を充実させるために、以下のことに重点をおいて話し合いを進めていきます。

- ① 現状実施している事業と取り組みについて、進捗状況や方向性についての確認・意見交換
- ② 地域での課題について意見交換をし、新たな取り組みや施策反映のための提言等に向けた話し合い
- ③ 地域ケア会議で検討された内容について、住民へ周知していくことで町全体の機運を高める取り組み

また、地域ケア会議の中で出された地域課題やそれに対しての意見が途切れぬよう、定期的な会議の場を設け、推進していきます。

基本目標 4 福祉団体等への支援

地域の福祉を支える上で、福祉団体の役割はとても重要です。地域では様々な地域団体やボランティア団体が活動していますが、現在の福祉団体で、新たな住民の参加や次世代の担い手の確保等が大きな課題となっています。また、福祉団体の活動が地域住民に十分に認知されていないため、支援を必要とする人々に情報が行き渡っていないケースがあります。

既存の団体の活性化や新たな組織の育成のためには、地域住民に対し積極的に情報発信を行うとともに、様々な活動の発掘・コーディネートなどの支援が必要です。

① 広報活動の強化

多くの地域住民に地域福祉活動に参加してもらうためには、まず、地域での活動を知ってもらうことが重要です。福祉団体の活動を広く周知するために、広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、あらゆる場面を通して地域住民に対する情報発信を積極的に行います。

② 地域活動への支援

どの福祉団体についても、会員や役員の高齢化により、活動力の低迷や、次世代の担い手の確保などに深刻な課題を抱えています。それぞれの課題に対し行政・社会福祉協議会・団体が連携を強化して対応し、福祉団体が持続可能かつ効果的に活動できる環境を整備していきます。

基本目標5 住民参加の活動促進

地域住民同士の交流を促進するため、より身近な地域で活動・交流できる場を確保していくとともに集会所や公民館、地域福祉活動拠点などの公共施設の利便性向上を図る必要があります。町内では、民生委員児童委員・福祉推進委員が中心となり各地区においてふれあいいきいきサロンの実施や南部町アルファセンターでアルファサロンが実施されるなど、居場所づくりや交流活動が展開されています。また、各種企業との協定により高齢者の見守り活動が行われているほか、なんぶ光ネットでの放送やスクールガードの取り組みにより、子どもたちの見守り活動も行われています。

人口が減少し、少子高齢化が深刻な中、こうした地域福祉活動をより発展させ、多くの住民が参加できるよう支援していく必要があります。住民が自発的に参加しやすい環境を整備することで、地域全体の福祉力を向上させることを目指します。

① 住民参加の活動促進

地域福祉活動に対する住民の関心が低く、参加率が低迷しています。町の広報やホームページなどを利用し、福祉活動の情報を積極的に発信します。また、学校や地域コミュニティと連携し、若者から高齢者まで幅広い層の参加を促進します。

② 支援体制の充実

住民参加の活動を円滑に進めるためには、リーダー的役割を担う人材や専門的な知識、経験を有する人材の確保が重要になります。住民自身が活動に積極的に参加する意識を醸成していくために、地域リーダーや専門人材の重要性をさまざまな活動の場や広報などで伝えていきます。

この章で定めた基本目標を連動させ、達成に向けて推進していくことが住民参加の活動の促進につながります。地域の実情に応じた取り組みを進め、支え合いによる福祉のまちづくりを進めます。

第2節 柱2 地域共生社会の実現に向けた

包括的な支援体制の構築

近年、少子高齢化や核家族化が進む中、独居高齢者・高齢者世帯の増加を由来とする社会的孤立の問題、地域のつながりの希薄化が進んでいます。また、地域で日々おこる様々な課題は、複雑化・多様化し、多方面から包括的な支援を必要とする人が増えています。国籍・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域課題に主体的に取り組み、誰もが地域において自立した生活を送ることができるよう包括的な支援体制を構築してきます。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

基本目標 1 支援体制の充実

複合的な要因による課題や公的なサービスの対象とならない制度の狭間で発生する課題に適切に対処していくため、更なる支援体制の充実が求められています。また、相談体制や情報提供体制などを充実してサービスが利用しやすい仕組みづくりを進め、従来よりも柔軟な支援体制を検討します。

① 相談体制の充実

地域の相談窓口や相談支援機関を含む様々な相談機関が、お互いの活動内容や役割への理解を深め、相談対応において積極的な連携を図るとともに、住民が、いつでも気軽に相談することができ、かつ必要な支援に繋げることのできる体制を構築することを目指します。そのためには、まず南部分庁舎をあらゆる相談の窓口として、庁内各課の連携や関係する支援機関との連携を図ります。また、同時に広報誌やホームページなどを通じて福祉情報の提供を充実していきます。

② 移動支援の拡充

南部町は、人口減少と高齢化が進行しており、多くの高齢者や障害者が移動手段の確保に不安をもっています。車の運転ができなくなってしまった時、買い物や通院などの日常生活に支障をきたすことが考えられます。

住民の生活の質を維持させるため、地域内外の移動を円滑にし、高齢者や障害者、交通弱者の方々が安心して生活できる環境の整備を目指します。そのために、行政と地域住民、交通事業者、企業などが連携し、総合的な移動支援体制を構築していきます。それぞれの持ち味を生かし、効率的で持続可能なサービスの提供を目指します。

③ 権利擁護の推進

すべての住民が尊厳をもって生きることができるよう、権利擁護の推進を図ります。高齢者や障害者、子どもなどの福祉サービスを必要とする人々の権利を守り、健全で安心できる社会を構築することを目指します。

基本目標２ 地域連携ネットワークにおける中核機関の設置と運用

南部町では、地域福祉の推進に向けた連携と協力を強化するため、地域連携ネットワークの中核機関を設置します。この中核機関は多様な関係機関や団体との連携を図り、包括的な福祉サービスの提供を行うことを目的としています。

成年後見制度利用促進計画

高齢化の進展に伴い、認知症や精神障害などにより判断能力が不十分な人が今後増加していくことが予想されます。これらの住民が、適切な支援を受け、自分らしい生活を送るために、成年後見制度についての正しい知識を住民や支援者が持ち、一つの有効なツールとして理解することが大切です。権利擁護支援を行う上で重要な視点である「意思決定支援」の考え方を地域に浸透させることを目指し普及啓発に取り組んでいきます。

① 相談窓口の明確化

高齢者や障害者の権利擁護と成年後見制度の普及・促進を中心的に担う中核機関を設置していきます。各種の相談対応や必要な情報提供などを行い、担当部局として庁内関係課や外部の関係機関と緊密に連携し一体となった支援体制の構築を目指します。また、申請手続きや利用に関する相談を、中核機関の中で対応し、住民が気軽に相談できる環境を整えます。

② 認知度の向上

成年後見制度の内容や利用方法などをチラシやホームページなどで周知し、制度を利用することの必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮されたうえで適切に成年後見制度が利用されるよう、成年後見制度の内容や重要性を周知していきます。

③ 地域連携の強化

福祉保健課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉サービス提供者、医療機関などと情報共有を推進し、円滑な連携と支援が行えるようにしていきます。状況に応じて、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職に相談しながら、包括的な支援体制を確立していきます。

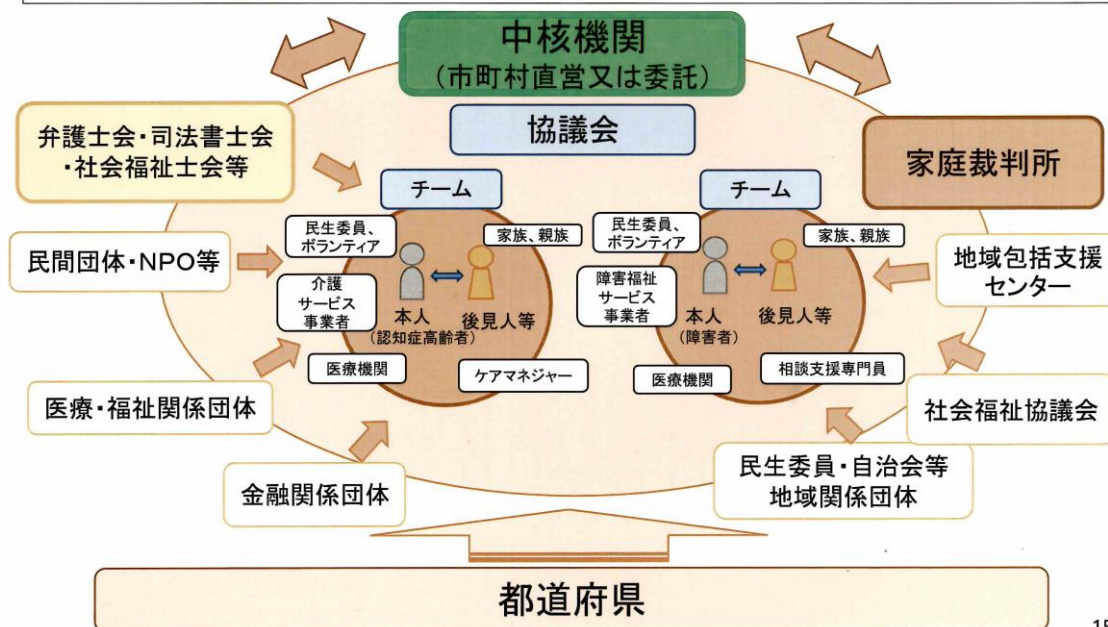
これらの取り組みを通じて、成年後見制度について周知し、南部町における高齢者や障害者の権利擁護と生活支援を強化します。住民一人ひとりが尊厳をもって安心して生活できる地域づくりを目指し、地域全体で支えあう社会を実現します。また、中核機関の設立により、これまで以上に一体化された支援体制を提供し住民の福祉向上に貢献します。

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



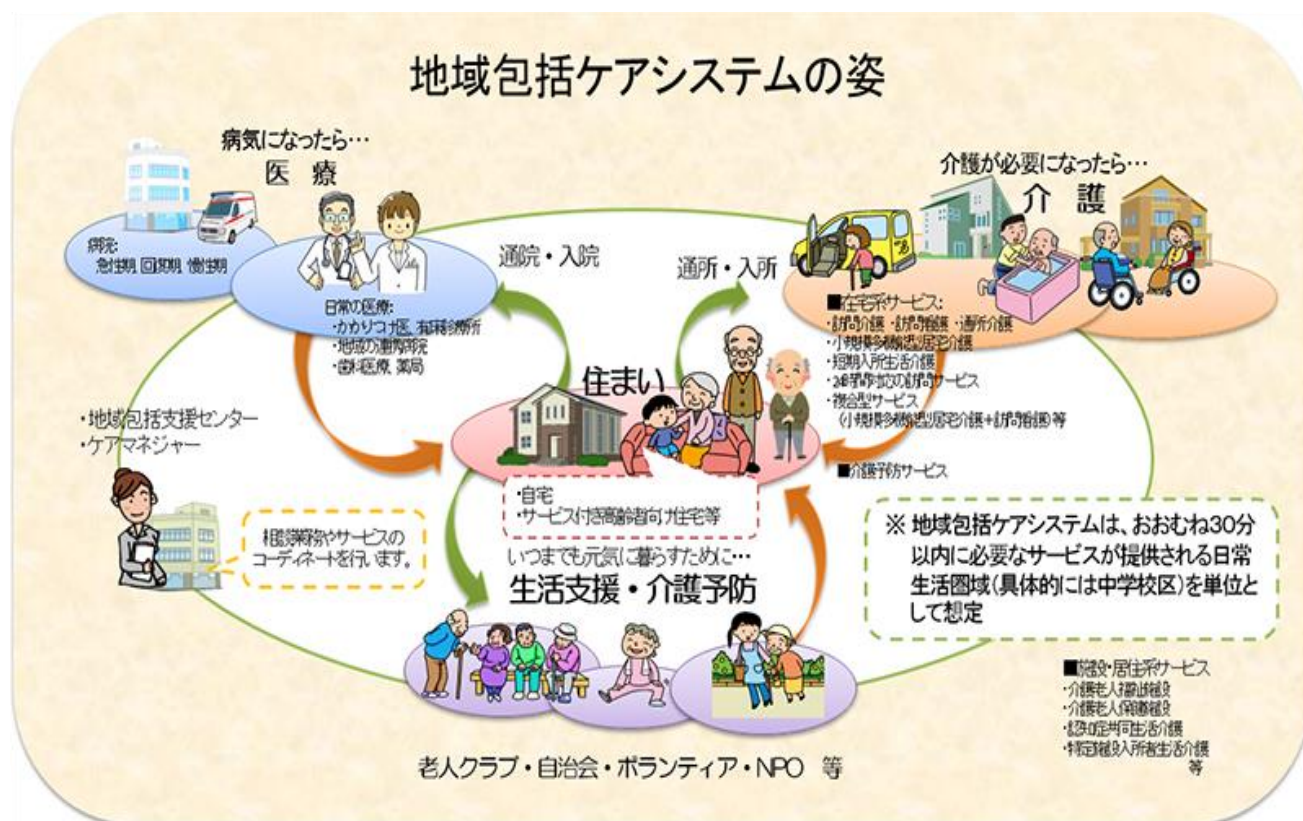
15

出典：厚生労働省「成年後見制度の現状」

基本目標3 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、地域住民の生活の質を向上させ、地域社会全体の福祉を促進する重要な役割を担っています。今後も増加が予想される福祉課題に適切に対応していくためには、行政と地域住民双方の協働はもとより、その間をつなぐ役割を担う社会福祉協議会の存在はますます重要になります。今後も高齢者、子育て、貧困など様々な課題に迅速かつ柔軟に対応していくため、引き続き、町と社会福祉協議会とは、密接に連携し、南部町の地域福祉の向上を目指していきます。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」では、地域住民、社会福祉に関する活動を行う人や団体、社会福祉事業者などとの連携のもと、地域福祉の推進に向けた民間レベルの活動や事業が定められています。行政が策定する「地域福祉計画」の実行計画にあたるため、計画の目指す方向性等について相互連携を図っていくことが必要です。今後も地域福祉を推進する中核的な機関として、組織の機能強化を図り地域における多様な課題の把握と解決に向けた事業展開を図るとともに、住民やボランティア・NPO、社会福祉事業者、行政とのコーディネート役としての機能が期待されます。



出典：厚生労働省ホームページ

基本目標４ 福祉サービスの適切な利用の促進

南部町では、高齢化の進展や独居世帯の増加が進んでおり、それに伴い福祉サービスのニーズも多様化しています。支援が必要な人に必要な情報やサービスが提供されるためには、福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報、相談窓口などについて誰でも必要な情報が容易に入手できるよう努めていく必要があります。すべての住民が、健やかで安心して生活できる地域社会の実現のために、多様な支援ニーズに対応することを目指していきます。また、福祉サービスを継続的に提供していく上で、人材の確保が課題となっています。令和６年の南部町における外国人登録者数は７３人となっており、外国人を含めて持続可能な福祉サービスを提供していけるよう人材確保に努めます。

① 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、介護、医療、生活支援、介護予防、住まいなどの様々なサービスを地域全体で提供しあう「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進が必要です。地区サロンなどの地域コミュニティ活動を推進し、高齢者が参加しやすい交流の場を提供や、介護予防・健康づくりの活動、認知症の人とその家族への支援、一人暮らしの高齢者の見守りなど、地域住民の支え合いや関係機関の連携により高齢者を支えるまちづくりを目指します。

② 障害のある人に寄り添ったまちづくり

障害を持つ人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための「障害者総合支援法」の施行により、福祉サービスが利用しやすい環境づくりが進められています。令和６年４月から基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに地域の相談支援を強化する体制を確保しています。引き続き、峡南圏域相談支援センターを中心に相談体制の充実を図るとともに、障害のある方やその家族に寄り添い、また、障害のある人もない人も誰もがその人らしく住み慣れた地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるよう「ノーマライゼーション」の考えを促進していきます。

③ 安心して子育てできるまちづくり

近年、核家族化や女性の社会進出が進み、子育て環境の確保・充実が課題となっています。こうした課題に対応していくためには、公的サービスの充実を図るとともに、地域住民と保健・福祉・教育などに関わる機関・団体が連携し、地域全体で子ども・子育てを支援するネットワークづくりを進めていく必要があります。また、妊娠期から子育てに関することまで、子育てに関する情報提供や育児教室の開催などを通じて、親が抱える不安の軽減を図り、地域全体で支えていけるような体制を今後も強化していきます。

基本目標5 地域福祉の基盤強化とDXの推進

全国同様に南部町でも高齢化が進行し、福祉サービスのニーズが増加しています。その一方で、少子化と人口減少により、地域社会の連帯感や支え合いの構造が希薄化しています。今後、更なる地方分権の進行に伴い行政サービスを提供する上でより充実した住民福祉の増進を図るため、地域福祉の基盤強化が求められています。地域の自治会やボランティア団体などとの連携を強化し、情報共有や共同での活動を進めることで地域全体で支え合う仕組みを作ります。

また、限られた人材の中で住民サービスを維持しながら多様化するニーズに対応していくためには、デジタル技術の活用は必須です。南部町では、申請等の多くが紙ベースで提供されており、諸手続きを行う際には、役場に足を運ぶ必要があります。子育て世代から高齢者世代まで、移動等の負担なくその場で申請等の手続きができるよう、DX課と協働しながら電子申請ができるような仕組みを作っていきます。そして、効率的な行政運営と町民の利便性向上を図るためDX推進により、行政サービスの向上を目指します。

第3節 柱3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

地域福祉活動をそれぞれが連携・協働して進められるよう組織的な取り組みを進めます。また、ハード・ソフトの両面から人にやさしい地域環境づくりを進め、誰もが安心して暮らせる福祉のまちを目指します。

基本目標1 緊急時・災害時の支援体制の充実

南部町では、災害時における地域住民の安全を確保するための支援体制が整備されつつあります。町内には、公民館や学校などの避難所が設けられており、非常時に備えた備蓄品や緊急連絡手段も用意されています。また、住民には防災訓練や防災教育が定期的に行われており、住民の防災意識を高める努力が続けられています。

しかし、災害時に高齢者や障害児・者、妊婦、乳幼児を持つ家庭など、特別な配慮が必要な人々への支援は十分とは言えない現状があります。特に、避難所内での特別なニーズに応える仕組みや、個別の避難計画の策定については、対応が急務となっています。

南部町では、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を重点化し、自治会や民生委員児童委員をはじめとする関係者の皆様の協力を得ながら、積極的に取り組んでいきます。

地域防災

防災・減災の要となる「近助」・「共助」

災害による被害を未然に、または最小限に抑えるためには、「自助」・「近助」・「共助」・「公助」の連携が大切です。その中でも、**住民同士が協力し合って自分たちの身を守る「近助」・「共助」**が防災の要といえます。

災害時、一刻の予断を許さない状況では、自らの身の安全を自分たちで守り、近隣の人たちと協力して被害にあった人たちを救助・救援しなければなりません。そのために町内会や自治会単位等で組織される自主防災組織の役割が大切になります。



災害に強い地域は、**自主防災組織**づくりから！



規模の大きい災害が発生した場合、防災関係機関だけでは対応に限界があります。

そこで、家庭における防災・減災への準備を進めておきましょう。災害時では、地域ぐるみの防災活動により地域全体の安全を守ることになります。

いざというときに被害を最小限に食い止めるのが自主防災組織ですから、日頃から訓練や講習会を通じて、正しい防災知識を身につけていきましょう。

出典：南部町土砂災害・洪水ハザードマップより

基本目標２ 再犯防止の推進

南部町では、地域の安全・安心を守るために再犯防止の取り組みを重要な課題として位置付けています。再犯防止は、犯罪の抑制だけでなく、地域社会の連帯感を高め、住民一人ひとりが安心して暮らせる環境を作るために欠かせない要素です。再犯防止の推進にあたっては、保護司等地域で活動する民間協力者への地域住民の理解・協力が不可欠であることから、活動の周知や意識啓発に取り組むことが求められています。

南部町再犯防止推進計画

犯罪や非行をした人が円滑に社会に復帰し、再び罪を犯さないようにして、安心・安全な社会を作るために、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体において「再犯防止の取組み」を進めることとしています。

再犯防止は、犯罪の抑制だけでなく、地域社会の連帯感を高め、住民一人ひとりが安心して暮らせる環境を作るために欠かせない要素です。今後も引き続き、関係団体と連携し、住民への周知・啓発等に努めていきます。

① 広報・啓発活動の充実

広報やホームページ等を通じて、毎年7月の「社会を明るくする運動」強化月間、再犯防止啓発月間を中心に犯罪や非行防止、更生等に関する情報発信を行い、安全で安心な地域社会を築いていきます。また、青少年への非行・薬物乱用防止に関する意識を高め、正しい知識の普及、啓発を行います。

② 保護司会の活動

「保護司」は、地域において、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える様々な活動を行っています。南部町保護司会では、現在8名の保護司が法務大臣より委嘱され、再犯防止の様々な取組みを進めています。保護司会との連携を強化し、また活動を支援することで、犯罪を犯した人の再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。

③ 更生保護女性会

「更生保護女性会」は犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。南部町では「南部地区更生保護女性会」が活動をしています。

④ 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

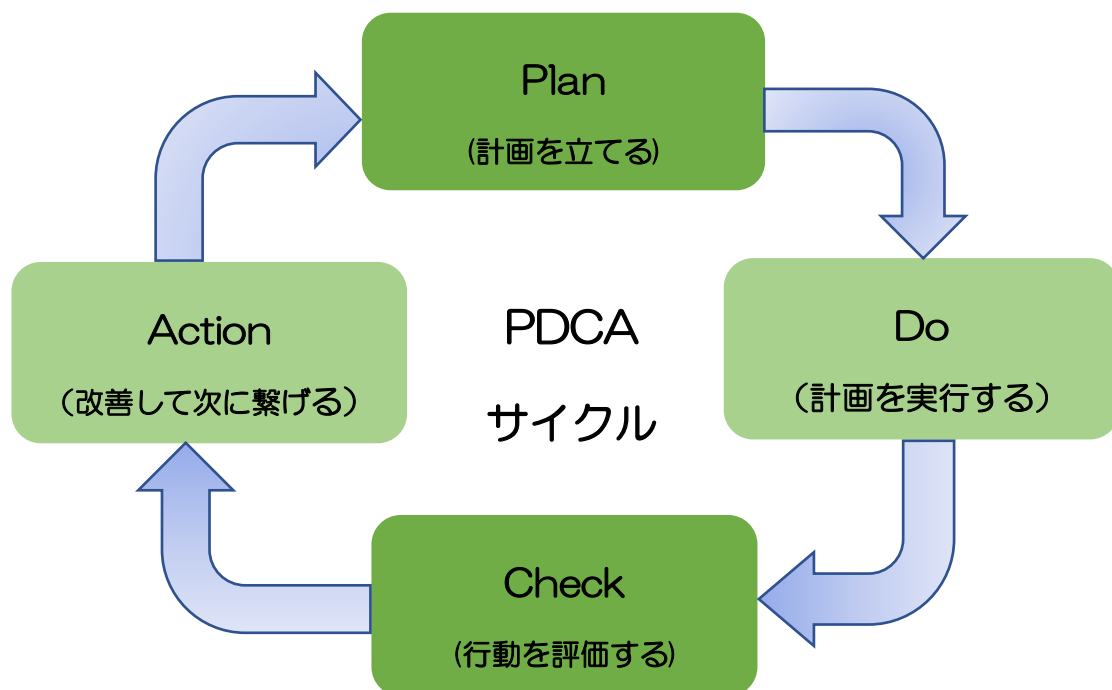
第5章 計画の推進に向けて

推進体制の整備

南部町第4次地域福祉計画を推進するうえで、庁内連携を強化することが重要となります。そのため、福祉保健課が福祉計画の総括的な役割を担い、他の課との調整役を務めます。そして、教育、健康、経済など他の関連部門との情報共有を図り課題解決をしていきます。また、地域福祉活動の中核としての役割を担う南部町社会福祉協議会とも連携を取り、地域福祉を推進していきます。

地域課題の解決には、南部町役場や南部町社会福祉協議会のみならず、地域住民や福祉団体など様々な人の協力が必要になってきます。多くの人に本計画を知っていただき、協働して地域福祉計画推進体制整備に取り組みます。そして、取り組みの進捗管理の確認については、PDCAサイクルによる計画の推進を行います。

【PDCA サイクルによる計画の推進】



南部町第4次地域福祉計画

令和7年3月

編集・発行／南部町 福祉保健課

〒409-2398 山梨県南巨摩郡南部町内船4473番地1

南部町役場南部分庁舎

電話 0556-64-4836（直通）

ホームページ <https://www.town.nanbu.yamanashi.jp/>